

★このニュースレターはみなさまに「せのお事務所」のことを身近に感じていただきたいと願い発行しています。

法務ページ

2025.5
Vol.205

メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信。登録はHPで

せのお社会保険労務士・行政書士事務所

黄砂がすごい
ですね！



(発行・差出人)
せのお社会保険労務士・行政書士事務所
代表 妹尾 悟
(返還先)
岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016
TEL (0866) 63-3213 FAX (0866) 63-3214
●HPは「せのじむ」で検索してね♪



徒然なるままに Vol.151

初任給

こんにちは。

日中過ごしやすい時期が到来しましたね。とはいっても外で何かしようということなく、近所を散歩する社労士妹尾です。

前月、長男が就職したことをお伝えしましたが、皆さんは初任給で親に何かプレゼントをしたことがありますか。私は何かしたと思うのですが、思い出せません。

先日、長男からLINEで初任給があった連絡があり、明細書を見せてくれました。職業柄、給与明細書を見るとつい、社会保険料控除の有無、4月のため雇用保険料率の設定が正しいかを確認してしまいます。

一応、異常がなかったことを返信したあと、給与明細書を確認して欲しかったのではなく、初任給が出たよ、という喜びの報告だったことに気づき、おめでとうと返しました。あぶない、あぶない。(＞_＜)(妹尾悟)



ゴールデンウィーク

こんにちは、スタッフの筒井です。

毎年当たり前のようになってくるゴールデンウィークですが、最近は、ころころと祝日の名前が変更されて、あやふやな部分があります。

4月29日は、現在は「昭和の日」1948年から1988年まで「天皇誕生日」でした。1989年からは「みどりの日」でしたが、その後、2007年からはみどりの日が5月4日に移動したため、新たに昭和の日が制定されたいです。

5月3日は1948年に制定された「憲法記念日」5月4日は、先程言ったように、2007年からみどりの日として正式な祝日に昇格しました。5月5日はこどもの日。こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝すると説明されていました。なかなか、祝日の由来を知ること興味深いことだと思いました。
(筒井 浩美)



知っ得！ 人事労務トピックス

●6月1日施行、熱中症対策の義務化

職場における熱中症による死亡災害のほとんどが、初期症状の放置、対応の遅れが原因と考えられています。

そのため熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対応することにより、熱中症の重篤化を防止するため、次の準備が事業者に業務づけられます。

- ①体制整備緊急連絡網、搬送先等の連絡網
- ②手順作成重篤化防止のためのフロー作成
- ③関係者への周知①②を作業員へ周知

対象者は「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は4時間を超えて実施が見込まれる作業です。

※「知っ得！」については、当事務所HPでもお知らせしています

母の日

こんにちは、スタッフの川合です。

今年も早く5月となりました。年々、1年が早く感じるようになった川合です。

5月は母の日がありますね。今年は、5月11日のようです。日頃から母親に感謝の気持ちを伝えるのは照れくさいので、毎年母の日は、プレゼントを渡して感謝の気持ちを伝えています。

昨年は、フライパンが欲しいなと言っていたのを聞いていたのでプロが使用するステンレス製のフライパンをネットで注文していました。届いたフライパンを見てみると直径40cmのフライパンが届きました。収納に困る大きさのフライパンでしたが、笑って受け取ってくれました。今年は大大きさに気を付けたプレゼント選びをしようと思っています。
(川合千愛輝)

